

日程第12 議案第1号 令和元年度橋本市  
一般会計補正予算（第2号）に  
ついて

○議長（土井裕美子君）日程第12 議案第1号令和元年度橋本市一般会計補正予算（第2号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。便宜、補正予算説明書により、歳出から款別に行います。補正予算説明書の令和元年度一般会計補正予算（第2号）の9ページをお開きください。

まず、2款総務費、9ページから12ページ、質疑ありませんか。

13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）まず一つ目なんですけれども、000210広報広聴に要する経費で、これはパブリックビューイングということなんですけれども、ただ、これ、新聞報道が異常に早かったというのと、そこにはある一定の日まで書かれている中で結構こういうのって、だいたい新聞の一番下には補正で提案された等のことは書かれておるんですけれども、ただ、こういうのってどのような報道発表したのかなど。もちろん、もしかしたら、新聞社が独自に調べてここやというのもやったかもしれへんけども、結構NHKってこういうのを気にされているところだと思うので、このあたりについて市はどのような発表をして、例えば、報道が早過ぎた場合には注意等は入れたのかどうかという点が一点。

それと、その下の222行政改革推進に要する経費のRPAの部分なんですけれども、これは市が取り組みかけているところで、今回のこの委託料でどの業務と言うんですかね、ふるさと納税なんか徴税なんかというところが、どの業務にこれをするのかというのがまず一

点。

それと、機械のすることですから、逆にきちんとしたことを教えたらしのとおり作業していってくれるので、タイムラグも発生せずにできるのはわかるんですけども、反面、もし間違えた処理をプログラムした場合には、そのチェック機能が果たせるのかどうかというところ。ここについてお伺いいたします。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）まず一点目の広報広聴に要する経費のところでございますけれども、私どもは6月議会定例会、これにおける定例の記者発表として、その一部として視聴イベントについて案内をさせていただきました。その際、当然マスコミのほうから、報道機関のほうから質問を受けるわけなんですけれども、それについては、この予算の内容について説明を申し上げました。この新聞の記事の内容につきましては、これは当然、書き方については報道さんに委ねられるところでございますので、私どもは粛々とその内容についてお答えをさせていただいたという、そういう状況でございます。

○議長（土井裕美子君）財政課長。

○財政課長（井上稔章君）RPAの導入委託についてお答えいたします。

まず一点目のどのような業務に対して実施するのかというおたただしですが、一つ目は、先ほど議員がおっしゃられたように、ふるさと納税の入力作業、これについて適用をしたいと考えています。もう一点ございまして、今年度につきましては、介護保険の要介護認定の情報入力作業、この二点をメインに進めたいと考えております。

それから、もし間違えた処理を機械に覚え

込ませたらどうなるのかというようなおた  
だしだったと思うんですが、この点につきま  
しては、入力すべき元データがございまして、  
そのデータを自動で必要なシステムに入力す  
るとというのが、機械で入力するというのがこ  
のRPAのいいところなんです、入力し終  
わったデータをシステムから今度は吐き出し  
まして、それを機械上で突合をかけるという  
作業をいたしますので、ミスするということ  
はあり得ません。

以上です。

○議長（土井裕美子君）13番 田中さん。

○13番（田中博晃君）もう一度RPAのと  
ころなんですけれども、最初の作業自体はそん  
なに難しくないものだというふうに聞いてお  
るんですけれども、恐らく将来このやり方が  
うまいこといったら、市の中でいろんなと  
ころで取り入れていくことになるのかなとい  
うふうに、私は勝手に解釈しておるんですけ  
れども、そうなった場合に、例えば、担当  
者が異動なり、ちょっと長期で休まれた場  
合とか、そのあたりのフォローをできる職  
員体制と言うんですかね、RPAによっ  
て仕事量はすごい減らされる反面、担  
当になって、それがもし異動等々でな  
った場合とかのそのあたりの不安がある  
んですけれども、そのあたりはどのよう  
にお考えでしょうか。

○議長（土井裕美子君）財政課長。

○財政課長（井上稔章君）ただ今のおた  
だしですが、実は昨年度、平成30年度  
でも総務省の業務改革プロジェクトとい  
う補助金をいただいて、一旦実証試験  
を実施しました。その中で若手職員を  
中心にシステムの入力というのをやっ  
てもらったんですが、比較的簡単にと  
いうと語弊があるかもしれないんです  
けれども、難しい作業ではなく技術を  
習得できるというものでございます。

さらに、今年度につきましては、今回

の委託業務の中に職員研修の費用も  
含んでおりまして、職員研修をして、  
いろんな課でいろんな業務に適用でき  
ないかという検討も含めて実施して  
いきたいというふうに考えてお  
ります。

以上です。

○議長（土井裕美子君）ほかにあり  
ませんか。

4番 森下さん。

○4番（森下伸吾君）12ページ、  
001111のところになりますが、未  
婚の児童扶養手当受給者に対する  
臨時特別給付金ですが、もう少し  
詳しく教えていただけますか。

○議長（土井裕美子君）すいませ  
ん、そこはまだですね。民生費  
ですね。同じ12ページですが  
ちょっと分かれておりまして、  
次のときをお願いいたします。

12ページ、ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑が  
ありませんので、2款を終わ  
ります。

それでは、次に、3款民生費、  
4款衛生費、11ページから  
12ページまで、質疑ありませ  
んか。

4番 森下さん。

○4番（森下伸吾君）すいませ  
ん、ちょっとフライングしまし  
て申しわけないです。先ほど  
の001111のところ、未婚の  
児童扶養手当受給者に対する  
臨時特別給付金のもう少し詳  
しい説明をお願いします。

○議長（土井裕美子君）健康福  
祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）  
ただ今の質問にお答えしま  
す。今回、消費税が8%から  
10%になる予定です。それ  
に伴いまして、児童扶養手  
当の受給者のうち未婚の  
ひとり親に対して新たな  
支給が決定しました。2019  
年度においては、一人当  
たり1万7,500円の支  
給を児童扶養手当に上乗  
せする形となっています。  
金額的には、1万7,500  
円の80人分の補正をさせ

ていただいています。

○議長(土井裕美子君)ほかにありませんか。

18番 中本さん。

○18番(中本正人君)ただ今の関連質問ですけども、一応80名というのは、じゃあ、本市においてひとり親家庭というのは80世帯ということで考えていいんですか。未婚世帯というのは80世帯でいいんですか。

○議長(土井裕美子君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(吉田健司君)ひとり親世帯というのは、ちょっと今しっかりした資料を持ってないんで、だいたい650世帯ぐらいあります。その中で未婚とつきましたら、今のところ把握していますのが80世帯ということです。

○議長(土井裕美子君)ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)ありませんので、3款、4款を終わります。

次に、6款農林水産業費、7款商工費、11ページから14ページまで、質疑ありませんか。

11番 阪本さん。

○11番(阪本久代君)プレミアムつき商品券のところで、臨時議会のときにもいろいろ質問は出ていたんですけど、対象の方に応募券を送って、それで応募されるかどうかで、また、買われるとなったらまた引きかえ券が送られてくるということだったと思うんですけども、住民税非課税世帯であるとかって言ったら、結構高齢世帯が多いんじゃないかと思うんです。実際に買いたいと思ってもその販売がたしか1箇所、もうちょっとあるのかな、販売のところまで行くことが難しい方も出てくるんじゃないかなと思うんですけども、その辺の配慮とかそういうのはどのように考えておられますでしょうか。

○議長(土井裕美子君)経済推進部長。

○経済推進部長(北岡慶久君)まず、販売す

る場所につきましては、9月、10月におきましては市民会館、産業文化会館を想定しております。それから、それ以降の11月から2月につきましては、シティセールス推進課の窓口にて対応をしたいと思います。

ただ、購入申請に関する事等の問い合わせ先につきましては、福祉課内にプレミアム商品券サポートセンターを設置する予定ですので、そちらのほうに問い合わせをいただきたいと思います。

○議長(土井裕美子君)11番 阪本さん。

○11番(阪本久代君)どこで販売されるかわかったんですけど、ただ、買いたい、買えると思っても、そこまで行きにくい方への、例えば、家族が行ってもいいとか、そういうことがあるのかどうかをお聞きしたかったんです。

○議長(土井裕美子君)経済推進部長。

○経済推進部長(北岡慶久君)ご本人さんだけではなくて、家族等代理の方においても申請等ができるというようなことも含めて、担当事務局のほうで調整をさせていただきたいと思います。

○議長(土井裕美子君)ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)ありませんので、6款、7款を終わります。

次に、9款消防費、13ページから14ページまで、質疑ありませんか。

8番 杉本さん。

○8番(杉本俊彦君)今回のこの消防用器具の購入ということでされてますが。

○議長(土井裕美子君)ページ数と款を。

○8番(杉本俊彦君)ページ数は13ページから14ページのほうで、218万4,000円の分です。18番備品購入費218万4,000円。これ、トランシーバー33台とチェーンソー19台の購入費つてありますが、これで消防団全部に行き渡っ

たのでしょうか。

○議長（土井裕美子君）消防長。

○消防長（木次則雄君）お答えさせていただきます。トランシーバーにありましては33台、金額になったら70万5,672円となります。これは全配備計画の96台のうち未配備の部分が33台となっております、予算計上させていただきました。それで、消防団車両の48台に対して2台ずつ配備を進めてまいりましたが、現時点では配備が済んでない残りの33台分を集中的かつ緊急的に整備するものとなっております。

チェーンソーにありまして19台、これが147万7,440円となっております。これも全配備計画納庫器具庫が47箇所、うち未配備分が19台となっておりますので、購入費を予算計上しました。そして、消防団施設47箇所に対して1台ずつの配備を進めてまいりましたが、現時点では、残り19台分を集中的かつ緊急的に整備するものです。

これはいずれも、平成30年の12月に閣議決定された防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策の一環として、地域防災力の中核を担う消防団のより効果的な救助活動を図るため、消防団における配備が進んでいない救助用資機材等の整備を3カ年、平成30年度、令和元年度、令和2年度に限り、臨時特例的に促進することを目的に創設されました消防団設備整備費補助金に基づき、既に消防本部が県を通じて総務省、消防庁に平成30年度分の要望として配分及び交付決定された金額を計上したものです。

補助率にあっては、国が3分の1、そして地方負担が3分の2、そのうち特別交付税の措置を講じるということで、0.8の交付税措置となります。総額218万3,112円、補助金相当額が72万7,000円となっております。そのうち特別交付税措置分としまして145万6,112円、

そして、実質市負担分といたしましては29万1,223円となっておりますので、質問にありましては、全納庫器具庫の全ての配備となります。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、9款を終わります。

次に、10款教育費、13ページから18ページまで、質疑ありませんか。

15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）18ページ、003320の下の13委託料、こっちの説明書のほうでもあるんですけども、これについてちょっとたくさん聞きます。2回しか話しできないので、五つ、六つ聞くんで答弁者はメモしてください。このお金は、説明はよく理解できます。ただ、反対するものではないんですけども、きっちり聞いておきたいことがあります。この委託料、これはまずどこに支払うんですかということ。

筒香選手といたら横浜ベイスターズのプロ野球選手ですね。球団とは連携がとれとるんか。

あと、三つ目、本人は来れるのか。

四つ目、どんなイベントで、いつどこでやるのか。

五つ目、推進アドバイザーというのに、前に新聞に載ってたと思うんですけども、このアドバイザーというのはもう一つようわかれへんので、その説明と、本来こういう橋本市民である筒香選手という位置づけやったら皆さん、どういうふうに思っているのかわからないんですけども、僕らから、僕は野球好きなんであれなんですけど、筒香選手といたら橋本市出身のプロ野球選手だけじゃなくて、日本代表の4番でもあります。格が違うんですね、プロ野球選手の中でも。というこ

とは、スポーツアドバイザー云々ではなくて、やっぱり橋本市の敬意として、例えば、人それぞれ考えは違うと思うんですけど、中村智太郎選手であるとか岡潔先生であるとか、前畑、古川さんみたいな位置づけと引けをとらないような現在進行形の選手であります。日本の宝であります。だから、自治体が違えば、王、長嶋レベルやと僕は思っとるんです。果たしてそれがこの位置づけでいいのかということ。

六つ目、本来であれば観光大使とか、もっとやっていかなければならないこととこのことがあると違うのかなということ。

七つ目が、最後になります、以前の話になるんですけども、アドバイザー承認の新聞に載ったときに、その新聞に載る少し前にいろんな他団体に説明があったと思うんですけども、それで橋本中央中学校でイベントしてますよね。あのときの説明は、スポ少絡んで振興公社の理事長宛ての名前と、教育委員会教育長の名前とA4の紙2枚ちらほらあって、統一性がなかった。こういうふうないい加減なことをやっとなるようなことが、この予算を使うのにどないつながるんか。この七つ、お願いします。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）まず一点目の支払い先なんですけども、この事業につきましては、推進アドバイザーということで横浜ベイスターズの筒香選手、なっっていただいてございます。その関係で専属のマネジメント会社がございまして、この事業をするにあたりましてはアドバイザーの筒香選手のエキスを、やっぱり十分に引き出したいということがございますので、そのマネジメント会社に委託をしたいというふうには考えてございます。

それから、球団への了解かと思えますけども、これにつきましては一応専属のマネジメ

ント会社ということで位置づけられておりますので、了解はとれているものというふうに認識してございます。本人につきましても、このご本人のマネジメント会社ということで了解はいただいておりますかと思うんですけども、ただ、やはりプロスポーツ選手ということで、オフということで日程等は調整したいとは考えておるんですけども、基本的には来ていただきたいということで交渉をしてみたいというふうに考えております。

次に四つ目の内容でございます。この内容につきましては今回、このスポーツ推進アドバイザー制度を活用して、子どもの体力や運動能力の向上、それから体を動かすことの楽しさの発見、またスポーツに親しむことができる機会づくりと指導者の育成というようなことを目的に実施したいと考えています。

具体的な今考えている内容につきましては、一つ目が、指導者、保護者向けの講座というのを考えてございます。これは筒香選手にいろいろ携わってきた、例えば、体の使い方であったり、やはりプロ野球選手ということで、非常にボールを見る目の動きといいますか、視力といいますか、動体視力といいますか、そういうのが非常に重要であるということの中で、そういうことをいろいろアドバイス、指導されている方をできたらお招きをして、そういうふうなお話を指導者の方、保護者の方を中心にお聞きいただけたらなと。そういうふうな講座を複数回、3回から4回、5回と予定したいというふうに考えています。

もう一つが、やはり子どものということでありますので、まずは幼児、児童が運動に親しむ機会を持っていただくということで、園児、それから、小学校の低学年向け、3年生ぐらいまでと考えておるんですけども、その子どもたちを対象に遊びを通して体を動かすことの楽しさを発見していただくというよう

なことを考えてございます。これにつきましては、できるだけ内容については筒香選手が幼いときに、また、今現在やっている中でこういう内容のメニューがいいなというものを提案いただいて、その内容について、できれば市内を4ブロック程度に分けて巡回をして、たくさんの園児、児童さんに来ていただけるようなこういう親しむ機会というものをつくりたいと考えています。

三つ目なんですけども、三つ目が、今年ですかね、1月20日の日に開催したイベントと同内容になってくるんですけども、ミニ運動会と講演会というものを考えたいというふうに考えています。この講演会につきましては、指導者の方々、また一般の方々も含めて広く来ていただいて、ミニ運動会につきましては小学校4年生から6年生の子どもたちを対象に、市内の子どもたちに声をかけさせていただいて、できれば広い会場が必要になるかなというふうに考えていますので、これは会場の日程と、筒香さん本人の日程次第ですけども、県立体育館等を活用できればなというふうには考えてございます。

アドバイザーの目的と、五つ目でございます。これにつきましては、市民が運動スポーツに親しむことができるそういうための環境づくり、子どもの体力とか運動能力の向上、スポーツに親しむことができる機会、そのようなことを実施していくために、このアドバイザー制度を設置させていただきました。本当に今、議員おただしのように、日本を代表する選手の方でございます。世界にも名をはせておる選手でございます。そういう選手がこの橋本市出身で、また橋本市に対してすごく、橋本市の特に子どもたちに目を向けていただいとすることは非常に感謝しております。そういう中で今現時点で、このアドバイザーということで、位置づけをさせていた

だいておるんですけども、また、将来的にはまたさらにもう少しまたご本人のご意思もあるかわかりませんが、また橋本市のほうに目を向けていただくような方になっていただければなというふうには考えてはございません。

それから、今年の1月20日のイベントの内容でございます。これにつきましては、先ほど議員おただしいたいたように、市のほうが、教育委員会のほうが実施していく部分と、それから、ミニ運動会等については文化スポーツ振興公社のほうの協力をいただいて、費用的には、講演会のほうは市のほうで負担をさせていただいて、ミニ運動会については文化スポーツ振興公社ということで、ある一定の費用を負担していただいております。これについては、今年のこの予算については、教育委員会のほうがこの委託事業者と一体となって、またさらにスポーツ推進委員の皆さんや他のスポーツにかかわる団体の方々のご意見も聞きながら進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（土井裕美子君）15番 堀内君。

○15番（堀内和久君）微妙な答えなんで、答弁もれの指摘になったらまた細かいんで2回目結構でございます。

あと、答えありきで後づけ説明しとるよみたいな感じにとれるさかいに、こういうふうな答弁になるのは仕方ないなというのはわかるんです。ただ、僕が言いたいのは、ええことをやろうとするからやってくれたらええ。ほんまは一般財源から出とるから、それこそこんなところふるさと納税を使ったらなという思いはあるんです。ただ、二つ目の質問としたら、まず1個だけ答弁もれなんやけど質問します。マネジメント会社と言わんと、どこの会社ってちゃんと言うたらどうですか。

これが一つ。

あと、順番ぐちゃぐちゃになるんですけど、やっぱりうそはだめやと思うんです。教育委員会発信、振興公社発信、ちゃんと1本そろえてやっていかんと、はぐくむ条例じゃないですけど市民協働とか、ともにという今答弁したでしょう。他団体にどうのこうのって言うたでしょう。やっぱりもっと周りに気づいたらなあかん。そうでしょう。野球選手なんやから、前回らかって50人から80人の4年と6年、なめとんかという話ですよ、はっきり言うて。平等性担保できないでしょう。成人式で五、六百人やさかい、1学年それぐらいおるわけでしょう。一番地一丁目ったら野球とちゃうんですか、この選手。そこらもうちょっと周り気使わなあかんと思はるんです。はっきり言うて怒っとる。そこをもうちょっとちゃんとしてください。次するんであれば。せっかくええもんにするんやったら、皆がやっぱり一つになって、ともに言うんやったら、ともって共って言うのはどういう漢字なんかということです。

あと、やっぱり名誉市民の話、智太郎選手は銀メダルやったかな、そのときは僕、すばらしいことをしたと思っとるんですよ。だから、日本代表で4番打つような人やったら、かなり上位の選手というか、僕は打者に、バッターボックス入ったら日本で一番やと思えますわ。世界からそういうふう注目を受けとる。でも、やっぱりそこらもうちょっと格の違いというんかな、この人はこの人やということを日本全国に知らしめていくという、橋本市のここからの発信というやっぱり熱意が僕はちょっと伝わらない。ここについて答弁だけください。ええようにしていただいたら結構です。反対するもんじゃないんやけども、その約束をしてほしい。お願いします。

○議長（土井裕美子君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）堀内議員の質問にお答えします。

ちょっと私は名誉市民のところだけお答えさせていただきます。これは本人のまず了解をとらないといけないんで、あまり現役の間はそういう名誉市民というふうな部分は難しい。本人もそれを喜ぶかという、そうではないということをご理解いただきたいと思うんです。

今、いろいろ話をしてまいりましたが、ようやく筒香選手は橋本市へ協力してあげようというふうなマネジメント会社を通じてやってきてくれるようになったんです。当初、最初来てくれたときには、写真もだめ、広報に載せるのもだめというところから、教育委員会がいろいろ交渉して、じゃあ、スポーツ推進アドバイザーになってあげようというふうな、かなり相手側と交渉してきた結果、ようやくイベントにも参加していただけるということになったということもありますので、その辺も理解をいただきたいなというふうな思います。

私たちも、実は観光大使になってほしいという話も筒香選手にもしてあるんですけども、そこは球団、マネジメント会社のこともあって、なかなか今写真も自由に使えない。溝端淳平君にもそういうお話もしてあるんですけども、彼の場合はまた協力はできませんというふうな、やっぱり所属事務所とかあるんで、勝手に肖像権の問題もあるんでできないというふうなお話もあって、私たちもできるだけ何かをやっていただきたい、橋本市のことを情報発信していただきたいという思いはあるんですけども、なかなか立ちはだかるのが、やっぱり所属事務所、球団というところにもなります。

ただ、今後、そういう中村智太郎君も世界選手権の出場も決まって、ランクも6から7に上がって、より東京オリンピックにも出るチャンスが大きく広がってきてますし、今彼も一生懸命練習をしてもらっています。そういう中で、彼がまた金メダルをとってくれたなら、本人の了解があれば名誉市民とかそういうことも私たちとしては考えていきたいと。やっぱり本人の了解をとらないと、そして、プロダクションとか所属事務所の関係、そして、本人の意向ということも十分確認して、その中で橋本市として精いっぱいのご褒美が渡せるようにしていきたいと。

彼は本当に全日本の4番打者なんで、より一層そういうふうな取り組みはしていきたいと思います。今現在はなかなか本人も望まれていないようですし、望まれて、いいよと言うてくれるんだったら、また名誉市民のほかにも現役の間に何かそういうものを、賞を考えて渡せないかなというのこれから考えていきたいと思いますので、ご理解よろしく願います。

○議長（土井裕美子君） 教育部長。

○教育部長（阪口浩章君） この事業につきましては、筒香選手、本当に橋本市の子どもたちに夢を与えていただいているかと思えます。やっぱりたくさん子どもたちに参加していただいて、少しでもスポーツに親しむような環境づくりにつながればというふうに考えていますので、その点につきましては教育委員会としてこの事業に懸命に取り組んでまいります。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（土井裕美子君） 答弁もれご指摘ください。

○15番（堀内和久君） やっていく上での覚悟というか、反省の部分はそれがかめへんですわ。そやけど、答弁もれの会社の名前と、前

に1月何日にやったであろうその周知云々と平等性担保できていないということですね。何十人の振興公社と教育委員会と二重で紙出して、このことについての反省というか答弁、ここくださいよ。

○議長（土井裕美子君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（阪口浩章君） 筒香選手のマネジメント会社につきましては、プロスペクト株式会社でございます。

今年の1月20日行われたことにつきましては、対象、スポーツ少年団に所属する小学4年生、6年生で呼びかけをさせていただいて、73名の子どもたちに参加いただいたわけなんですけども、これのいきさつにつきましては、会場の関係が一点あったというふうに聞いております。会場の関係で橋本中央中学校の体育館やったかと思うんですけども、その関係があつてたくさん子どもたちが一堂に入れないということで、スポーツに慣れ親しんでおられる少年団の児童の方を対象にさせていただいたと。

やはり4年生、6年生ということで5年生の子どもが抜けていたんですけども、その方については来年、今年は6年生になっておられるのでということで、当時はそういうふうな判断がございましたが、今年につきましてはやはり多くの子どもたちに、市としてはスポーツに親しむ機会を持っていただくということを趣旨にこの事業に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、たくさん来れば、内容によっては抽選になる可能性もあるんですけども、その辺につきましてはいろんなご意見も伺いながらこの事業を進めてまいります。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（土井裕美子君） 反省の弁がないということですか。どの答弁もれ、まだございま



すか。

○15番（堀内和久君）今の話では、4と6年生の平等性担保できるのかなと思うので、何を根拠に4と6やったんかということが僕の聞いとる趣旨とは違います。あれやったら全体でやりますけど。議長のご判断でいいです。

○議長（土井裕美子君）教育長、ご答弁いただけますか、では。4年生と6年生のみの参加の理由ですかね、聞いていただいているのは。平等性の担保ができてないという観点から、じゃあ、お答えいただけますか。

○教育長（小林俊治君）先ほど部長が答弁させていただいたように、会場の問題が一つありました。ミニ運動会ということで、かなり子どもたちが運動をしています。そういう意味で言いますと、どれだけの対象にするかということで私たちも協議しましたけども、4年生、6年生のスポーツ少年団に加入している子どもたちに案内を送るというのが人数的には正しい、危険性も伴わないと思っています。

それと、これは余談になるかもわかりませんが、筒香選手のお兄さんというのは今、教育相談センターで憩の部屋の子どもたちにスポーツをボランティアで教えていただいています。そういう形で、筒香選手自身もそういう思いもあって参加していただきました。市長も申しとおりましたように、本当に最初、写真を撮ることもできないというふうな状況の中から、お兄さんもお力添えをいただき、いろんな方々にお力添えをいただいて、筒香選手も私も話、またミニ運動会も見せていただきましたけども、和やかで本当に楽しくスポーツに興じていたというふうな思いがあります。

ただ、一点、急激というか、日程が急でございましたので、例えば、スポーツ推進委員にも協力いただきましたけども、これから今

後ますますスポーツ推進委員にも入っていたり、いろいろな方と連携をしながら取り組んでいきたいと思っています。

それから、振興公社につきましても同じことで、やはり連携をして、いろんな角度から子どもたちが楽しくスポーツできる、そういう環境づくりというか、それに寄与していきたいと思っていますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）今の事業に関してなんですけど、ちょっとまた元へ戻るんですけれども、主体は、この事業をこれから推進していくのはどちらになりますか。教育委員会が中心になってやっていかれると思うんですか。それか、この委託先というのはプロスペクト株式会社というところに委託先は完全に決まっています、委託料の200万円というのはそちらに全部流れるというような形でよろしいんですか。

と申しますのは、事業の内容としても指導者、先ほど教育部長からお話があったんですけども、指導者の保護者向けの講座であったり、低学年向けの遊びとか、内容に関して既に決まっているような形で今お聞かせいただいたんですけども、スポーツ推進委員もお手伝いとしてとかという形で参加という形になっているんですけども、先に事業計画ありきで、なかなか相談とかいうような形ではないのかなというふうにちょっと感じたんですけど、主体はどちらで、協力というかそういう形は、委託先のそのプロダクションが内容的にはそのまま進めていくような形になっていくんでしょうか。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）ただ今のご質問なんですけども、この事業は市が実施していく

わけなんですけれども、委託事業ということになってございます。実施していかれる主体は、委託先のプロスペクト株式会社になってくるわけなんですけれども、それを実施していくにあたりましては、先ほどから事業内容は概ね委託をしていく上で市としてメニューを考えてきているわけですし、先ほど三点の大きなメニューのほうをお伝えさせていただきました。

それらの大きな三つの事業の中で、これを進めていく中でこの計画を立ててきました4月以降、スポーツ推進員の皆さんにもお話をさせていただきながら協力も求めさせていただいて、今年につきましては、仮にこの予算が通った先には運営方法、どのような形で子どもたちにこういうふうな内容を伝えていくのかというのを一緒になって考えていただけたらということについてはお話をさせていただいてまいりました。

○議長（土井裕美子君）ほかにございませんか。

8番 杉本さん。

○8番（杉本俊彦君）今の件なんですけれども、去年、これがあったときに、小学校4年と6年で、兄弟で5年と4年の子がおったら弟だけが行けて何で俺行かれへんのやという話であったり、6年生と5年生の子どもの場合、6年だけ行けて何で5年あかんのやとか、ただ人数を机の上で数えたら、確かにその人数が適正やったかもしれませんが、ちょっと心がないなという気がしますので、今回ちょっと見直していただくなり何なりしていただかないと、これは兄弟げんかが始まりますし、いろんな面がありますので、そこはやってあげたほうがいいのではないかなと。

それと、この200万円の予算なんですけど、これは筒香選手が来るということで200万円と考えたらよろしいんですかね。この200万円

というのは、筒香選手が来なくてもコンサルティング料としてのお支払いはあると考えたらいいんですかね。そこが、もし筒香選手が来るのが前提であるならば、来れない場合はないと考えていいのかどうかというのを教えてください。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）この事業につきましては、先ほどから三つの大きな柱があると申し上げさせていただいてございます。そのうち、筒香選手が来ていただきたいのは、昨年度やりました1月20日にミニ運動会と講演会という形でやりました、シーズンオフの期間にやるイベントについてはぜひ来ていただきたいということで、それについてはマネジメント会社とお願いをしまして、まだ確定はしておりませんが、その辺については努力していきたいというふうに考えております。

ですので、一応、この委託料200円につきましては、当然それ以外の講座の部分であったり、幼児の運動体験であったりというものにつきましては、別途、筒香選手がこちらに来られるとは別の費用というものが発生してまいりますので、筒香選手の来られるということで一旦、全体200万円というのは組んでおりますけれども、もし来なければ、内容等について変更する場合が出てまいります。

○議長（土井裕美子君）8番 杉本さん。

○8番（杉本俊彦君）ありがとうございます。それと、スポーツ少年団に入っていないと行けなかったんですよ、去年はね。私も見に行かせてもらいましたが、やっぱり来ている子どもたちは生き生きとして、ものすごくうれしくて、私も世界的なスターを目の前にして結構盛り上がりたんですが、家に帰ってこの話をしますと、何で私にも言うてくれへんのと。それを勤務先に話ししたら、配偶者のほうは、周りのみんなね、私らも行った

かったのについて。

やっぱり筒香選手というのは世界的なスターなんで、おるということを連絡したら、安全面を考えてあの中でできるのはあの人数だったというようなのはわかるんですが、やっぱりこんなチャンスってそないないし、来年もしかアメリカへ行ったら帰ってくるわけにもいかんやろし、そなんん考えたらほんまにもうちちょっとどないやろうという気はしとるんで、見直していただけたらという、この200万円を使ってお願いしたいところです。コメントは結構です。お願いします。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）本年度、この事業で予定しておりますのは、市内の小学生、スポーツ少年団に入っている入っていないにかかわらず、小学校4年生以上の皆さんには、このミニ運動会については呼びかけていきたいというふうに考えておりますので、全ての4年生以上の子どもたちには、会場が県立体育館と筒香選手との日程との兼ね合いも出てきますので、大きい会場であれば本当にたくさん来てもらえるのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）16ページの19のところなんですけども、小田児童館解体工事負担金のことなんですけど、会社が予定されていると思うので会社名と工事、いつからどれくらいの予定になっておられるんかと、それと、建物が古いので、あまりにもちょっと古いので、アスベストのことも心配されるようなことも聞いておりますので、その辺どのように対応されているかお聞きしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）この解体工事の負

担金につきましては、小田区のほうがこの用地に新たにこの年度で集会所を建設されるということで、解体につきましては今回小田区のほうに負担金を出させていただいて、区のほうで実施をしていただいて、速やかに年度中に建設を終えていただくというような計画で進んでおります。

したがいまして、工事請負費ではなしに負担金ということで予算計上させていただいておりますので、その請負業者等につきまして、またこの設計内容につきましては、小田区のほうで決めていただいております。

○議長（土井裕美子君）アスベスト。

○教育部長（阪口浩章君）アスベスト等につきましては、設計業者のほうが小田区のほうで委託をされておまして、そちらから見積もり内容等出てきております。その内容と市がやりました解体工事の積算単価を比べた中で、小田区の出された見積もりのほうが安かったんで、この864万円ということで入れさせていただいております。ですので、小田区のこの設計書、委託された設計書の中に、その内容については記載はされてございません。

○議長（土井裕美子君）10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）これは市の建物でありますので、やっぱり地域の人のアスベストがあつたら心配だなというふうなご意見があるんで、やっぱり委託しているから委託、区のほうに任せるんじゃないかと、ちょっとその辺慎重に扱ってほしいと思うんですけども、その辺ちょっと監視していただきたいんですけど、よろしいでしょうか。

○議長（土井裕美子君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）今のアスベストの件に関しましては、私どものほうでチェックさせていただいて、もちろん設計単価のほうもうちで積算して比べているんですけど、現場のほうも確認して、アスベストの存在はな

かったことが認められておりますので、アスベストを使っていませんので、ご安心してください。

以上です。

○議長(土井裕美子君)ほかにありませんか。

5番 板橋さん。

○5番(板橋真弓君)また先ほどの200万円に戻るんですけども、200万円の内訳といいますか、筒香選手の委託料として200万円一応、設けてあるという形で、このスポーツ推進事業というのは筒香選手主体の事業というか、子どもたちがスポーツというような形ではないような形で先ほど200万円はそれ以外にも使うというふうにおっしゃったんですけども、その場合、この事業を進めていく主体はどちらになるのでしょうか。主体主体と言って悪いんですけども、協力というか、この事業の計画とか内容に関してはどこが決めて、どのような形で進んでいくのかということ。ちょっと質問がおかしいですかね。まるごとその委託業者にぱっと投げて、何も計画、市として言えないとかそういうのではなくて、200万円はとにかくどこかがちゃんと計画をして口を挟むことができるかというような形になっておって、200万円を計上するに具体的に、どういうことに何ぼ要るから200万円を計上したというような形で計画されたのかお聞きしたいです。

○議長(土井裕美子君)先ほども同じような質問でしたけれども、もう少し具体的にわかりやすくご答弁をいただけますでしょうか。

教育部長。

○教育部長(阪口浩章君)本件につきましては委託事業ということで、委託内容については市のほうで設計を組みまして、その内容ということになります。ただ、先ほど申し上げましたようにスポーツ推進員とろんな意見を聞きながら進めていくということには間

違いはございませんので、その点についてはご理解をお願いいたします。

なお、200万円の内訳なんですけども、指導者、保護者向けの講座につきましては40万円、それから、幼児、児童の運動体験につきましては60万円、筒香選手が来られる交流イベント等に50万円、その他広報費、会議費、資料作成費、会場借り上げ、交通費等々で、あと税も含めて、残りが約50万円ということの合計200万円の積算内容になってございます。

○議長(土井裕美子君)あと、主体ということは何回もおっしゃっておりますが、主体はどちらのほうになりますか。

教育部長。

○教育部長(阪口浩章君)主体につきましては、進めていくのは委託事業者プロスペクト株式会社になります。運営にあたりましては、先ほど申し上げましたように、スポーツ推進委員、またスポーツ少年団等のご意見を聞きながら進めてまいります。

○議長(土井裕美子君)主催は橋本市になりますか。

○教育部長(阪口浩章君)そうです。委託事業ですので、当然橋本市です。

○議長(土井裕美子君)ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)ありませんので、歳出を終わります。

引き続き、歳入に入ります。5ページをお開きください。

歳入全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井裕美子君)ありませんので、歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について行います。

質疑ありませんか。

15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君） すいません、もう一回しつこくいきます。18ページでございます。

さっき、市長の答弁はよくわかるんです。ただ、市長も我々も時のタイミングでここでおるんであれなんですけど、筒香選手はプロデビューしたときに、例えば、紀の川市、日本ハムの大きい、民間事業ですけど、だから、デビューしたときに応援して橋本市の筒香だというふうに、もしデビューしたときにそれをしとったら、交渉してしやすかったかもしれないですね。橋本市のスタンスとして、例えばの話です。だから、それは別に質疑ではないので、今、市長が言うてくれたことにちょっと言いたかっただけなんです。

ただ、さっきの教育長の答弁に対して言うんですけど、全ての子どもが楽しく過ごせればそれでというのは、それは皆同じ思いなんです。その上で僕が聞いた質問というのは、教育委員会に対して何で4年と6年なんよということを聞いてるんです。それは、5年生をはみ出した答えにはなっていないんですわ、はっきり言うて。

僕がさっき申し上げたかったのは、成人式とかでも同じ学年の子だけでも500人、600人おるのに、そこの担保がとれてないということ、さっきの質問の答弁に対しての僕の質問なんです。ほんで、質問ずれとると言うんやったら僕は言いますけど、さっきの質問のことも答弁もれしとるんですけど、200万円の根拠として何に何ぼ要るといのは、今5番議員で答えていただいたんですけど、次の予算に対して、次、延べ何人ぐらいの人数をアドバイザーすることによっての200万円かということが、肝心なことが聞けてない。

それと、さっきの教育長のこと、このことをお答えください。

○議長（土井裕美子君） 教育長。

○教育長（小林俊治君） 4年生と6年生とい

う形の答弁で、再度お話しさせていただきませう。

できたら県立体育館を使用できたらと思っていました。ただ、来ていただいてこういの方で取り組むというお話が急でありましたので、県体育館でスケジュールが合いませんでした。どこで会場を開くかということで協議をしました。せつかくこのチャンスですので、どこかで開きたいと。で、橋本中央中学校の体育館で開こうという形になりました。

人数的に見て、筒香選手が来るということで全てのところに参加申し込みをした場合、かなりミニ運動会ということもございまして、安全の担保ができないということで4年、6年という形で決めさせていただいたのが現実です。

○議長（土井裕美子君） 教育部長。

○教育部長（阪口浩章君） 先ほど、内訳を申し上げさせていただいた内容の回数ということでよろしいでしょうか。

（「延べ人数」と呼ぶ者あり）

○議長（土井裕美子君） 延べ人数をお答えくださいということですね。

○教育部長（阪口浩章君） 3箇所の延べ人数ということ。

○15番（堀内和久君） 年間で何人ぐらい考えておるんですか。

○教育部長（阪口浩章君） まず、指導者、保護者向け講座は、年間、今年につきましては4回考えてございます。受講される受講者は20名から30名を募集させていただいて、できる限り4回連続参加していただきたいと。それによって一連、筒香選手にかかわる指導されてきた方、また今トレーナーの皆さん、どうい方になるかわかりませんが、最終的にはいろいろその辺の一連の筒香選手が今の成長してきた過程を学んでいただけるといふふうに思っています。

それから、幼児、児童の運動体験につきましては12回考えております。これは市内4ブロックに分けて、できるだけこちらに来ていただきやすいようなそういう環境をつくりたいということで、学校の体育館等をお借りして利用できればなというふうに考えてございます。

これにつきましては、子どもについては30人、40人来ていただけたらと思うんですけども、やっぱり数が増えるとスタッフのほうも増やしていかなければなりませんので。

○15番（堀内和久君）キャバ聞いとるだけなんで、見積もりに対しての金額にイコール、キャバ聞いとるだけなんです。

○教育部長（阪口浩章君）12回でございます。

それから、交流イベント、ミニ運動会等につきましては1回ということでございます。

それについては、先ほど申し上げましたように、県立体育館等が使えるようであれば、はっきり人数は今のところ決めておりませんが、数百人等、できるだけたくさん子どもに来ていただきたいという思いでございます。

○議長（土井裕美子君）15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）もう答えは結構です。最後、言いたいことだけ言うて終わります。

○議長（土井裕美子君）簡潔にお願いします。

○15番（堀内和久君）簡潔にいきます。100人やったら、結局前のときの80人の4年と6年と一緒なんです。だから、きっちり見積もりに対してキャバを決めて、ほんで募集枠決めてちゃんとやっていってほしい。だから、予算イコールキャバの分母になってなかったら見積もりできないじゃないですか。そこがおかしいというのと、教育長から発信した手紙というのは税金かかるとるんです。だから、5年生を呼ばなかった根拠にはならん。だから、こういうのを気をつけて、他団体と共同

して、共有して頑張ってください。結構です。

○議長（土井裕美子君）建設部長より訂正の発言がありますので、建設部長、お願いいたします。

○建設部長（奈良雅木君）先ほど私が答弁させていただきましたアスベストの件でございます。私の認識不足で非常に申しわけなかったんですけども、あくまでも確認させていただいてない判断されたのは、もともとの飛散性のあるアスベストに関してはないことが確認されております。ただしながら、平成20年にアスベストの種類というのが三つ追加されておまして、それについては確認されていない状況なんで、そこについては私どものほうからも設計事務所のほうに指導していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。お詫びして訂正します。失礼しました。

○議長（土井裕美子君）よろしくお願いいたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第1号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第1号 令和元年度橋本市一般会計補正予算（第2号）についてを採決い

たします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時57分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（土井裕美子君）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第13 議案第2号 令和元年度橋本市  
国民健康保険特別会計補正予算  
（第1号）について

○議長（土井裕美子君）日程第13 議案第2号 令和元年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

11番 阪本君。

○11番（阪本久代君）8ページの保健事業に要する経費の委託料、糖尿病性腎症重症化予防委託料なんですけれども、どこに委託するのかと、この事業の中身についての説明をお願いします。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）委託先は橋本市市民病院になります。

内容につきましては、これ、例年あるんですけども、糖尿病の重症化を防ぐために健診で引っかかったりした本人の意思にもよるんですけども、本人から申請をいただいて、1人6万円で、今回補正は30人分、180万円の補

正をさせていただきました。今まで結構申請が少なかったということで、50万円の当初予算でしたけども、今回既に6名の方がこれに申し込んでいただいていますので、かなりの数の方が増えるということで、今回6万円の30人分を補正させていただきました。

以上です。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本君。

○11番（阪本久代君）本人からの申請で市民病院のほうに行ってもらって、たしか栄養指導とかどうのこうのっていうの説明、きのうかおとつぐらいにあったと思うんですけども、もう少し詳しい、市民病院に行った後どういうふうなことをされるのかというのを、説明をお願いします。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）市民病院に委託しているということで、内容については任せているところもあるんですけども、1人3回で、1回2万円で3回行く形になります。で、6万円ということで、市民病院で実施しまして、看護師とか管理栄養士による保健指導、食事指導等ということになっております。

以上です。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第2号 令和元年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第3号 令和元年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（土井裕美子君）日程第14 議案第3号 令和元年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第1号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第3号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第3号 令和元年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第1号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第4号 令和元年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（土井裕美子君）日程第15 議案第4号 令和元年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第4号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第4号 令和元年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について を採決いたします。



本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第5号 令和元年度橋本市  
病院事業会計補正予算(第1号)  
について

○議長（土井裕美子君）日程第16 議案第5号 令和元年度橋本市病院事業会計補正予算(第1号)について を議題といたします。

これより質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

14番 小西さん。

○14番(小西政宏君)ありがとうございます。この3、4ページという言い方でいいんですかね、収益的支出の経費の2報償費にあたると思います。弁護士費用です。最近この弁護士費用というのがよくあるわけですが、これの内訳について今回の分、教えてください。

○議長（土井裕美子君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）それでは、216万円の報償費についてお答えします。当該報償費の内容は、弁護士費用としての裁判の着手金プラス消費税となっています。具体的には、現在係争中の事案等に対しまして、元市議会議員による議場での不適切な発言とか誹謗中傷、またSNSでの当院を誹謗中傷する内容を掲載したことに対しまして、訴訟を提起するための費用となります。なお、本予算の執行について、元市議の動向を見ながら対応していきたいと考えております。

これにつきましては、訴訟を提起するのかどうか、するのであればいつするのかと弁護士に相談しながら今進めているところでござ

います。公の場である議会におきましてその内容をお話しすることは、当方の動向をさらすということになるために、具体的な事項についての答弁は差し控えさせていただくこと、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

また、元市議が市議の時代に述べられていたこと、市議でなくなった今もフェイスブック等で情報を発信していることに対しまして、現時点で市民病院が法的措置をとっていないのは、その内容を認めるものではないということでございます。訴訟を提起するには市民の血税を投じるわけでございますから、当然、前に向けて努力しなければならないということでございますが、勝訴に向けて努力しなければならないということでございます。さらに、訴訟を提起し、交渉相手方も弁護士を立ててくるのでございましょうから、感情的に訴訟を提起するのではなく、冷静に判断する必要がありますと考えています。

本年4月の選挙は民意が反映された結果であるというふうに考えますが、今回の補正予算は訴訟を提起するためのものではありませんが、あくまでも市民病院は市民の皆さまの信頼を得るために地域の中核病院としてしっかりと安心のできる医療を提供し続けることが肝要と考えています。ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）同じ4ページで、手数料のほうです。薬剤部補助業務派遣手数料というふうに説明で書いてあったんですけど、薬剤部のほうというか、薬剤師が不足しているということなんでしょうか。その辺の説明をお願いします。

○議長（土井裕美子君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）手数料についてお答えします。当該手数料につきましては、

薬剤師の補助事務員2名分の派遣手数料となります。現在、当院薬剤師は10名であります。昨年4月と比較すると2名減少しております。さらに、副技師長が不在の期間が2年以上続いています。薬剤師の募集を続行していますが、継続しながらも応募がない状況が続いています。

今回、現場の薬剤師の負担軽減を図ることと、補助事務員の業務内容から長期間業務に従事していただける方の応募が少ないということから、補助事務員2名を派遣という形で増員していきたいと考えています。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）今のご説明でわかったんですけども、要するに募集をしても来てもらえてないと。昨年よりも2人減のままであるというご説明だったんですけど、その辺のなぜ来てもらえないというか、応募がないというふうにお考えでしょうか。

○議長（土井裕美子君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）薬剤の業務でございますので、補助事務員という形になっていますが、薬剤師が来ない理由というのはいろいろございます。その一つには、調剤薬局とか、そういったところに職員の方が、薬剤師が流れていくというような傾向がやはり強いということですね。

病院の薬剤業務というのは、やはり特殊性がございます。当然、患者さんに服薬指導をしたり、いろんな業務が伴うわけです。医師に対してしっかりチェックするとか、そういうことも当然必要になってくるわけでございますので、さらにはチーム医療とかっていう部分では、薬剤師の業務というのは非常に重要な部分でございます。そういう当直も含めてございますので、病院の薬剤業務というのが非常に複雑多岐にわたることから応募が少ないのかなというのがございます。

ただ、我々も学校関係とかそういったところに募集活動を続けながら、確保には努力しているんですが、なかなか集まらないというのが現状でございます。

補助員につきましても、派遣という形にしましたが、当然病院の嘱託とかそういったところでも応募はしているんです。ところが、やはり薬剤という業務の非常に名称も多岐にわたって複雑になりますので、なかなか寄りついてくれないという部分がございます。そういった部分につきましても派遣事業者のほうに依頼しまして、ある程度知識のある方の派遣をお願いしているところでございますので、そういったことから派遣という形にさせていただいているということでございます。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）先ほどの14番議員の報酬費のほうにちょっと戻らせていただいているのですか。

先ほどの関連になるんですけども、答弁で誹謗中傷という言葉が出たと思うんですけども、双方今ぶつかるとるわけですから、内容についてはこの議場では説明できないというのはよくわかります。元議員の一般質問も4回やったと思うんですけども、この誹謗中傷の定義というのが答弁の中であるのがちょっと引かかると、これは今裁判しているわけですから、裁判の結果、鉄のルールを司法において出た結果が見えない限り、誹謗中傷かどうかというのは決めれないと僕は思うんです、どっちが正しいかを競つとるわけですから。だから、答弁の中でちょっとおかしいのかなと思ったのが一点と、動向を見ながらというふうに、ほんでお金をつけるということやと思うんですけど、正しいのであれば議会議決を得て闘っていただいたら全然いいと思うんですけども、ただ、この動向を見なが

らって、じゃあ、いつやるのという話、これが二つ目。やる気があるのということです。

で、三つ目、市長も答弁しとって、法的措置も考えていますという答弁、2回目か3回目かどこかでしたと思うんです。それは市を預かるとる市長ですから、当然正しい見解やと思ってます。ということは、もっと前から市長の指示があったと思うんですけども、なぜもっと早くしなかったのか。つまり3回目、4回目の一般質問を誘導しとるとも、僕はとれないこともないのかなと。立ち位置によって感覚は変わると思うので、なぜそれが今なのかということ。

この三つお伺いします。

○議長（土井裕美子君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）今、誹謗中傷というのは主観的な部分でございますので、客観的に見てそれはもし裁判という係争になりましたときには判断いただけることでございますので、ちょっと私のほうが答弁として誤りでございましたので、訂正させていただきます。

いつという話になりますと、先ほど申しましたように、ちょっと当方のほうも準備もございまして、今現在SNS等の動向も見ながらということございまして、これも慎重に対応していきたいということでございまして、いつでもできるというような体制の中で、一応補正として計上させていただいたわけでございます。

今まで何でしなかったかということございまして、実際これだけ長く続くとは私も想定していなかった部分でございまして、じゃあ、そのときに何でしなかったかということございまして、関係の方々とも協議しながら、選挙等もございましたし、そういうことも含めて時期をはかったところでございまして、今年度の予算という形になりま

した。これもちょっと遅きに失した部分はございますが、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）15番 堀内さん。

○15番（堀内和久君）理解はします。否定をするものではないんで。鉄のルールである司法の場において決着ついて、お互いが納得したらそれは一番いいことやというのはよくわかるんですけど、やっぱり選挙であったさかいに時期がどうのというのも僕は関係ないと思いますし、相手方は多分信念と理念の強い方ですから、やっぱり真つすぐ来たら真つすぐ正々堂々と真つ向勝負せなあかんのかなって。やっぱり時期も早く火を消すんであれば、市民病院の名誉とか、市民病院の利益を損害しているということがもし発生しているような感じなんであれば、やっぱりちょっと時期が遅いのかなというのはそれだと思います。その辺、最後にコメントいただけたらと思います。

もう一個がこの216万円というのは、僕、ちょっと世間知らずで申しわけないんですけど、これは高いんとちゃうんかなと思うんですけど、相場はこんなもんなんですか。よろしくをお願いします。

○議長（土井裕美子君）病院事務局長。

○病院事務局長（小林久義君）216万円の相場につきましては、前回も係争案件が一つあるんですけども、その際も200万円、ほんで消費税ついて216万円。だいたい弁護士さんの着手金なんですけども、相場的にはこの程度かなというところでございますので、ご理解をお願いしたいと。

それと、時期が遅れたという部分につきましては大変申しわけないんですけども、この場で言うべきかどうかわかりませんが、選挙に對しまして妨害みたいな、そういうこともちょっとまたいろいろ相談させていただきな

がらここに至ったということでございますので、遅きに失した部分については誠に申しわけございませんでした。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第5号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第5号 令和元年度橋本市病院事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。